

資料 4 ～ 6 で示した条例改正の根拠となる国の制度改正等(理由及び背景)について

① 満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設

< 国の法改正 >

- ・ 都市部を中心に急増した 0 ～ 2 歳児の深刻な待機児童問題をスピーディーかつ効率的に解消するため小規模保育事業が開始。
- ・ 3 歳以降に通える園が不足する地域では、就園先がなくなってしまう「3 歳の壁」が課題となった。
- ・ この新たなニーズに応えるため、満 3 歳以上限定小規模保育事業所が新制度として施行。



< 新制度 >

- ・ 対象は満 3 歳以上の就学前子ども。
 - ・ 定員は 6 人以上 19 人以下。
 - ・ 従来の 3 歳未満を保育する小規模保育事業と同様に、連携保育施設を確保する必要がある。
- #### < 地方自治体 >
- ・ 国の基準に合わせて条例を改正する必要がある。

② 理学療法士等のみなし保育士化

< 国の基準改正 >

- ・ 「保育政策の新たな方向性」(令和 6 年 12 月公表)に基づき、多様なニーズに対応するため、インクルーシブ保育を推進するため、理学療法士等のみなし保育士化を実施。



< 制度改正 >

- ・ 専門職を 1 施設につき 1 人まで『みなし保育士』として配置可能。
- ※保育士の支援体制が条件。
- #### < 地方自治体 >
- ・ 国の基準に合わせて条例を改正する必要がある。

③ 児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加

< 国の制度改正 >

- ・ 日本版DBS（子どもと接する仕事に就く人に、性犯罪歴がないことを確認する制度）の開始。
- ・ 児童対象性暴力等の防止。
- ・ 安全・安心な保育環境の確保。



< 地方自治体 >

- ・ 条例改正により、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加。
- #### < 今後の予定 >
- ・ IDを登録した各施設ごとに調査が開始される。
 - ・ 制度開始後 3 年以内に雇用している全職員の調査を完了予定。